

II. 新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券の払いもどしの特例

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、定期乗車券（通勤・通学）を一定期間ご利用にならなかった場合の旧定期乗車券の払いもどしは、新規の定期乗車券のご購入前又はご購入と同時に済ませてください。なお、払いもどし額等のご不明点については、駅窓口の係員におたずねください。

(1) 「通学定期乗車券※（大学生等相当の通学定期乗車券を除く）」の取扱い

※ 当該通学定期券の有効期間中に 2020 年 2 月 28 日を含むものに限る

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施された休校措置のため、通学定期券（新幹線定期券「FREX パル」を含みます。）を払いもどしされるお客さまについては、**2020 年 2 月 28 日～同年 5 月 25 日の間の日を有効期間に含むもの限り、特例により、2020 年 2 月 28 日以降の最終登校日を最終使用日とみなして 1 カ月単位で計算した額を払いもどし（所定の手数料がかかります）**いたします。

ただし、それ以降に当該通学定期券（Suica 定期券についてはチャージのご利用も含む）を使用した場合は対象外となります。

この取扱いによる払いもどしは、2021 年 5 月 25 日まで（緊急事態宣言解除の翌日から起算して 1 年以内）に駅窓口でお受けください。

なお、払いもどしと同時に新規の通学定期券をお求めになる場合は、通学定期券購入兼用証明書又は学年（在学期間）が確認できる学生証をご持参ください。

定期券の払いもどし額の計算方法

- 2020 年 2 月 28 日以降の最終登校日を、対象となる通学定期券の最終使用日とみなします。

- ① 最終登校日（例：2/28）以降、定期券の残りの有効期間が 1 カ月未満の場合
⇒ 払いもどし額はありません。
- ② 最終登校日（例：2/28）以降、定期券の残りの有効期間が 1 カ月以上ある場合
⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。ただし、払いもどし額がない場合もあります。

払いもどし額＝所定の定期運賃（券面の金額）－使用済み月数に相当する定期運賃－手数料 220 円

【使用済み月数に相当する定期運賃】

使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ 1 カ月または 3 か月の定期運賃を組み合わせる算出します。1 カ月未満の日数は、1 カ月使用したものとして計算します。

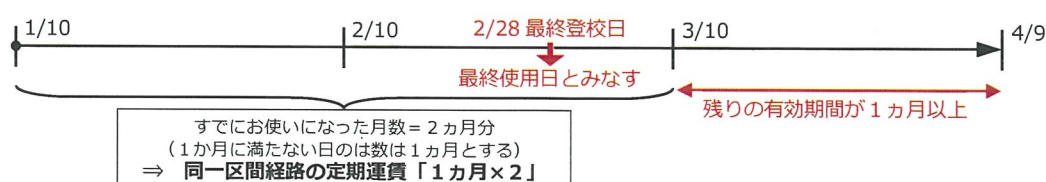
使用した月数	1 カ月	2 カ月	3 カ月	4 カ月	5 カ月
算出に使用する月数の組み合わせ	1 カ月	1 カ月×2	3 カ月	1 カ月+3 カ月	1 カ月×2+3 カ月

※ 新幹線定期券「FREX パル」及び有効開始日から 7 日以内の通学定期券は計算方法が異なる場合があります。

※ 定期券の払いもどし条件については、[こちら](#)も併せてご覧ください。

払いもどし額の計算例

- 2020 年 1 月 10 日から 3 か月有効の新宿⇄東京（中央線経由）通学定期券[高校生]で、2020 年 2 月 28 日を最終登校日として、以降休校となった場合
⇒ 2 月 28 日を最終使用日とみなし、発売額から既に使用した 2 か月分の定期運賃と手数料 220 円を差し引いた残額を払いもどし
⇒ 11,820 円（発売額）－（4,140 円[1 カ月]×2）－220 円（手数料）＝3,320 円（払いもどし額）



(2) 「通勤定期乗車券」又は「(1)以外の通学定期乗車券」の取扱い

2020 年 4 月 7 日に政府より特措法に基づく緊急事態宣言が発出されたことに伴い、通勤定期券又は大学生等相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期券及び(1)以外の小中学校、高校、特別支援学校に通学する定期乗車券（新幹線定期券「FREX」「FREX パル」を含みます。）を払いもどされるお客さまについては、**2020 年 4 月 7 日～同年 5 月 25 日の間の日を有効期間に含むものに限り、2020 年 4 月 8 日以降当該定期券をご利用になっていない場合**、特例により次に掲げるうち該当する日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、**1 カ月単位で計算した額（当該定期乗車券の使用開始後 7 日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額）を払いもどし（所定の手数料がかかります）**いたします。

ただし、当該日以降に当該定期券（Suica 定期券についてはチャージのご利用も含む）を使用した場合は、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして取り扱います。なお、この取扱いによる払いもどしは、2021 年 5 月 25 日まで（緊急事態宣言解除の翌日から起算して 1 年以内）に駅窓口でお受けください。

【定期券の払いもどしのお申し出をしたものとみなす日】

- ① 2020 年 4 月 7 日以前に有効開始となる定期券の場合
2020 年 4 月 7 日
※ ただし、2020 年 4 月 8 日以降の日に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日とします。
- ② 2020 年 4 月 8 日以降に有効開始となる定期券の場合
 - ア 定期券が未使用の場合
当該定期券の有効開始日の前日
 - イ 定期券を既に使用した場合
当該定期券を最後に使用した日

※ 定期券の払いもどし条件については、[こちら](#)も併せてご覧ください。

Ⅲ. 通学定期乗車券ご購入時の通学証明書等の取扱いについて

政府による非常事態宣言の解除に伴い、定期乗車券の払いもどしや新規にご購入をされるお客さまによる「みどりの窓口」の混雑が予想されます。**通学定期乗車券は JR 東日本各駅の「みどりの窓口（又は一部の駅の券売機）」でお求めいただけます**ので、混雑緩和へのご理解とご協力をお願いいたします。

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため各学校が休校となっていたこと等を事由として、次のいずれかに該当する場合は、通学区間と在学の確認ができた場合に限り、**当該通学証明書等の有効期間の延長がなされているものとみなして通学定期券を発売いたします**。
 - ① 新年度に有効な通学証明書の発行若しくは証明書（通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）の更新又は有効期間の延長を受けていない場合
 - ② 既に交付を受けた通学証明書の有効期間内が満了した場合
- 学生証及び通学定期券購入兼用証明書に貼付する写真については、当面の間省略を可能といたします。